

損失補償債務等評価基準（案）と論点

平成 20 年 3 月 14 日

第 1 損失補償債務等の評価の区分について

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 4 号へに規定する設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）第 1 2 条第 5 号に定める地方公共団体の損失補償債務又は同条第 1 号から第 4 号に掲げる保証以外の保証に係る債務の一般会計等負担見込額（以下「損失補償債務等負担見込額」という。）は、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。
 - 一 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償
 - イ 民間金融機関等からの貸付等に係る損失補償
 - ロ 国の政策金融機関の超長期貸付に係る損失補償
 - 二 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償
 - イ 信用保証協会等公的保証機関の保証債務に係る損失補償
 - ロ 制度融資に係る金融機関の貸付に係る損失補償
 - 三 その他の形態の損失補償、債務保証

第 2 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準

- 1 地方公共団体の法人への財政的援助として金融機関等からの借入れに対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、(1)又は(2)のいずれかの方法によって算定するものとする。
 - (1) 標準評価方式
 - ① 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法）
 - ② 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）
 - ③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法
 - (2) 個別評価方式
 - ① 資産債務個別評価方式

② 経営計画個別評価方式

③ 損失補償付債務償還費補助評価方式

- 地下鉄、モノレール等公営企業に準じた事業を、超長期での収支相償を予定して実施する場合については、これらの事業を実施する地方公共団体の意見を踏まえ、公営企業の解消可能資金不足額と同様の手法で耐用年数内で債務が償還可能かどうかで判断する「経営計画個別評価方式」により、個別に経営計画を評価する方式を認めることとする。
- 第三セクター等が損失補償を付された借入金等を財源に施設整備を行うが、その借入金等の償還時においては、損失補償を付した出資団体等がその全部又は一部を助成しており、これらにより収支が均衡しているようなケースについては、借入金元利償還に対する元利償還費補助の割合を借入金残高に乗じて、損失補償債務等将来負担額とする方式として、損失補償付債務償還費補助評価方式を導入する。
- ただし、これらのケースについて、財務諸表評価方式との均衡を考慮するものとする。

2 標準評価方式は、損失補償付債務を次の5段階に区分し、当該損失補償を付している借入金等の額に、それぞれの区分ごとの損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

A 正常償還見込債務（10%以上）

- 当該法人の収益（地方公共団体からの補助金等を除く。）で、損失補償付債務を償還できる見込みの債務

B 地方団体要関与債務（30%以上）

- 経常損益が赤字であるなど財務内容等に注意を要する法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に低率ではあるが一定の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

C 地方団体要支援債務（50%以上）

- 繰越欠損金を持つなど財務内容等から地方公共団体が今後、一定の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務

○ 損失補償付債務の償還に、1 / 2 程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

D 地方団体実質管理債務（70%以上）

○ 経営難の状態にあり、財務内容等から地方公共団体の相当程度の今後の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務

○ 損失補償付債務の償還に、70%程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

E 地方団体実質負担債務（90%以上）

○ 実質的に経営破綻している法人に対する損失補償付債務

○ 損失補償付債務の償還のほぼ全額程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

○ 金融庁の金融検査マニュアル上の債務者区分は、貸付先である法人について、出資者である地方公共団体の補助金等の継続的支援により経常損益が黒字である場合等、地方公共団体の支援で財務基盤が確保されている法人等は正常先に分類されるものであるのに対し、損失補償付債務の評価は、そもそも債務者区分と債権分類、さらに損失補償債務の割合まで含めて一定の評価を下すものである。このようなことから、金融検査マニュアルの債務者区分とは、異なる用語とし、地方公共団体が当該損失補償付債務に対し、どの程度の関与を要するかの表現とすることとする。

○ 正常償還見込債務は、正常先に分類される債務者区分にほぼ相当するため、地方公共団体からは、民間金融機関の引当率に比して、10%の最低算入率は高いとの意見があるが、これについては、下記のような理由から、正常償還見込債務であっても、10%以上とすることとする。

① そもそも貸付金に金融機関が損失補償を付すことを求めていることから考えて、一定のリスクがあると考えべきであること。

② 正常先への引当率は金融機関において極めて低いことは事実であるが、BIS規制において、標準的手法では民間事業者へのリスク・ウェイトは100%とされ、これに対して8%以上の自己資本を求めていることとは、ほぼ均衡がとれた数値となっていると考えられること。

- ③ 「債務調整等に関する調査研究会」の中間まとめでも、損失補償についての規律の強化やその信用リスクを厳しく評価する観点から、損失補償契約の内容に応じて損失補償債務残高の一定割合を将来負担額に算入することを原則とすべきとされていること。
- 逆に、債務者区分において実質破綻先又は破綻先とされている場合においても、資産があり債務超過額が損失補償付債務の額に及ばない場合、他の信用補完措置が優先される場合等も考えられるため、実質破綻先又は破綻先とされている場合においても、90%以上とすることとしてはどうか。

3 標準評価方式のうち対象となる法人の公表された財務諸表等から損失補償付債務の区分を評価しようとする財務諸表評価方式は、法人を、

- (1) 純粹民間企業とほぼ同様の事業を行っている法人（以下「一般法人」という。）、
- (2) 料金収入等を営業収益として長期の収支相償を前提とし、地方公営企業に準ずる第三セクターとして地方公共団体が1/2以上を出資している法人（以下「インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクター」という。）、
- (3) 地方住宅供給公社又は不動産販売を主たる業務とする地方公共団体が1/2以上を出資する第三セクター（以下「不動産取引型第三セクター」という。）に区分し

(1)の一般法人には、別紙1-1の基準を、(2)のインフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターには別紙1-2の基準を、(3)の不動産取引型第三セクターには、別紙1-3の基準を適用して、当該年度の前年度の財務諸表から、貸借対照表上の純資産等の状況、損益計算書上の経常損益の状況等に応じて、損失補償付債務を区分し、当該該当する損失補償付債務区分に対応した算入率以上の率を損失補償付債務に乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

- ② なお、当該年度の前年度の法人の経営に災害等の特別の事情があり、当該年度の経常損益を用いることが適当でないと考えられるときは、当該年度の前三年度の経常損益を用いることができるものとする。

- ③ 損失補償債務よりも優先して実行されることが明らかな物上担保等の信用補完措置が損失補償付債務にある時は、その信用補完措置で弁済される額を、損失補償付債務の額から控除した額に、算入率以上の率を乗ずるものとする。
- ④ 一般法人、インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクター、不動産取引型第三セクターの定義は、次に定めるところによる。
- (1) 一般法人は、(2)及び(3)以外の会社法法人、民法法人、社会福祉法人その他の法人のうち当該法人の債務について地方公共団体が損失補償を付しているものとする。
- (2) インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターは、鉄軌道事業、上下水道事業、工業用水道事業、市場事業、港湾事業、産業廃棄物処理を行う法人で、地方公共団体が1/2以上を出資している法人とする。
- (3) 不動産取引型第三セクターは、地方住宅供給公社のうち住宅又は宅地の譲渡を主たる業務とするもの、住宅又は宅地等の不動産の譲渡を主たる業務とする法人で地方公共団体が1/2以上を出資するもの及び民法法人である農地保有合理化法人で地方公共団体が出捐しているものとする。不動産取引型第三セクターの基準は、林業公社の財務諸表に必要な修正を行った上で、林業公社に準用する。

損失補償付債務の区分については、原則として、次のような考え方に基づいて、別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3のとおり、設定する。

1 法人の区分

- (1) 法人を、上記のとおり区分した上で、インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターには経常損益の中でも減価償却前利益を重視した別紙1-2の基準を、不動産取引型第三セクターには純資産の状況を重視した別紙1-3の基準を、民間企業とほぼ同様の事業を行っている一般法人には経常損益を重視した別紙1-1の基準を、適用する。
- (2) インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターのうち、港湾事業を行うものの中には、宅地造成事業を相当のウェイトで実施しているものがあるが、公営企業における区分と同様、港湾事業として評価することとする。

(3) 地方住宅供給公社が不動産取引型第三セクターに該当するかどうか（住宅又は宅地の譲渡を主たる業務とするものであるかどうか）の判定については、実態に応じ、地方公共団体において判断することとなるものであるが、地方住宅供給公社法の目的等も踏まえ、不動産取引型法人ではなく、インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターと取扱うことができるのは、当該年度の前数年度間の経常収益の1/2以上が賃貸で得られている場合であって保有する資産の1/2以上が譲渡を予定していない場合、一般法人として扱うことができる場合は、当該年度の前数年度間の経常収益の1/2以上が賃貸及び公営住宅の管理等で得られている場合であって保有する資産の1/2以上が譲渡を予定していない場合等に限られることとするものとし、その旨、別途、ガイドラインを示してはどうか。

(4) いわゆる林業公社は、不動産販売を主たる業務とするものではないが、より純資産の状況を重視して判断することが適当と考えられるので、第3に定めるところにより補正を行った上で、別紙1-3によるものとする。

2 3区分を通じた基準設定の考え方

○ 資産超過でかつ、直近経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、A正常償還見込債務とする。なお、直近経常損益については、当該年度の前年度に災害等の特別の事情がある場合にあっては、当該年度前三年度の平均によることができる。

3 一般法人に係る別紙1-1の区分ごとの基準設定の考え方

(1) 債務超過で、経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、経常利益の2年分程度の債務超過の解消後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、最高でも、B地方団体要関与債務以下と区分する。

(2) 債務超過で、経常損益が赤字の法人に対する損失補償付債務は、経常損失の3年分程度の債務超過の拡大後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、最高でも、B地方団体要関与債務以下と区分する。

(3) 資産超過で、経常損益が赤字の法人のうち、当該年度の前年度の経常赤字が継

続した場合においても10年後までに債務超過とされない見込みの法人に対する損失補償付債務はA正常償還見込債務とし、5年後から10年後までに債務超過となる見込みの法人に対する損失補償付債務は、B地方団体要関与債務とする。

※ 5年後債務超過又は10年後債務超過額は、次の算式により算定した純資産額がマイナスになるかどうかで判定する。

$$5 \text{ (又は 10) 年後純資産額} = \text{純資産額} - \text{経常赤字} \times 5 \text{ (又は 10)}$$

(4) 資産超過の法人のうち、当該年度の前年度の経常赤字が継続した場合において5年後までに債務超過となることが見込まれる法人については、5年後損失補償付債務残存見込額と5年後の債務超過額見込額、当該年度の前年度の経常損益に応じ、別紙1-1のとおりとする。

※ 減価償却前で利益がある場合の5年後損失補償付債務残存見込額は、次の算式により算出するものとする。

$$\begin{array}{l} \text{5年後損失} \\ \text{補償付債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{5年後} \\ \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} \times \frac{\text{損失補償付債務額}}{\text{要償還債務額}}$$

$$\begin{array}{l} \text{5年後} \\ \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{5年後} \\ \text{要償還債務} \end{array} - \begin{array}{l} \text{減価} \\ \text{償却前} \\ \text{利益} \end{array} \times 5$$

注) 減価償却前損失の場合は、要償還債務に5年分を加える。

※ 5年後債務超過額は、次の算式により算出する。

$$5 \text{ 年後債務超過額} = \text{経常赤字} \times 5 - \text{純資産額}$$

4 インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクターに係る別紙1-2の区分ごとの基準設定の考え方

(1) 債務超過で、経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、経常利益の3年分程度の債務超過の解消後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債

務超過額の割合に応じ区分することとし、最高でも、B地方団体要関与債務以下と区分する。

(2) 債務超過で、経常損益が赤字の法人に対する損失補償付債務は、経常損失の5年分程度の債務超過の拡大後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、最高でも、B地方団体要関与債務以下と区分する。

(3) 資産超過で、かつ、直近の経常損益は赤字であるが、減価償却前利益がある法人で、債務超過となる前に要償還債務の償還が可能な法人の損失補償付債務は、A正常償還見込債務とする。

※ 債務超過前の要償還債務の償還可能性については、次に該当する場合は、償還可能とする。

$$\frac{\text{要償還債務}}{\text{減価償却前利益}} \leq \frac{\text{純資産}}{\text{経常赤字}}$$

償還完了年数 純資産の債務超過までの年数

(4) 資産超過の法人のうち、債務超過となる前に、要償還債務の償還を終えることのできない法人（(3)に該当しない減価償却前黒字法人及び減価償却前赤字法人）のうち、当該年度の前年度の経常赤字が継続した場合においても10年後までに債務超過とならない見込みの法人に対する損失補償付債務は、B地方団体要関与債務とする。

※ 10年後債務超過額は、次の算式により算定した純資産額がマイナスになるかどうかで判定する。

$$10\text{年後純資産額} = \text{純資産額} - \text{経常赤字} \times 10$$

(5) 資産超過の法人のうち、当該年度の前年度の経常赤字が継続した場合において10年後までに債務超過となることが見込まれる法人については、10年後損失補償付債務残存見込額と10年後の債務超過額見込額、当該年度の前年度の経常損益に応じ、別紙1-2のとおりとする。

※ 減価償却前で利益がある場合の10年後損失補償付債務残存見込額は、次の算式により算出するものとする。

$$\begin{array}{l} 10 \text{ 年後損失} \\ \text{補償付債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} = \begin{array}{l} 10 \text{ 年後} \\ \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{損失補償付債務額} \\ \hline \text{要償還債務額} \end{array}}$$

$$\begin{array}{l} 10 \text{ 年後} \\ \text{要償還債務} \\ \text{残高見込額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{要償還債務} \\ - \text{減価償却前} \\ \text{利益} \end{array} \times 10$$

注) 減価償却前損失の場合は、要償還債務に10年分を加える。

※ 10年後債務超過額は、次の算式により算出する。

$$10 \text{ 年後債務超過額} = \text{経常赤字} \times 10 - \text{純資産額}$$

5 不動産取引型第三セクターに係る別紙1-3の区分ごとの基準設定の考え方

- (1) 不動産取引型第三セクター債務超過で、経常損益が黒字の法人に対する損失補償付債務は、当該年度の経常利益が継続することによる債務超過額の縮小傾向を見込むことはしないこととし、当該年度の前年度末の損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、最高でも、B地方団体要関与債務以下と区分する。
- (2) 債務超過で、経常損益が赤字の法人に対する損失補償付債務は、経常損失の1年分程度の債務超過の拡大後の債務超過額に基づく損失補償付債務に対する債務超過額の割合に応じ区分することとし、最高でも、B地方団体要関与債務以下と区分する。

4 財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次の条件を充たさなければならないものとする。

- (1) 当該財務諸表については、監査法人又は公認会計士の監査を経たもの、当該団体の監査委員の監査が行われているもの、その他財務諸表が当該法人の財政状態、経営成績等を適正に表示していることが確認されているものであること。

(2) 経常損益の計算上、当該法人の経営支援や元利償還金の一部を助成する等の地方公共団体からの補助金等の財政援助（委託費、使用料として支出されているものであっても、当該価格の水準等から実質的に補助金等と同等の効果をもつと考えられるものを含む。）を経常収益に計上していないこと。この場合において、地方公共団体からの補助金等の財政援助に該当しないものを例示すれば、次のようなものであること。

① 個別の政策的料金減免に対する補助金、負担金で本来料金収入となるべきもの（民間法人にも支給されている敬老乗車証に係る料金相当額、低所得者に対する特例的家賃減免等であって、本来の料金からの減免分であることが明確なものに限り、料金全体を下げるための一般的な高料金対策としての補助金等は含まない。）

② 民間法人にも同様の条件で支出される保育料、医療費に関する補助金、介護保険給付費等

③ 公益法人が地方公共団体の補助金等交付業務を実質的に代行している場合における地方公共団体が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付することが予定されているもの（なお、これらの補助金が年度末までに交付されない部分があるときは、公益法人会計基準上預かり補助金等として、負債の部に計上されることとされている。）

(3) 純資産、債務超過額の計算上、損失補償を付している出資地方公共団体の貸付金は、当該地方公共団体において、貸付金の財源が一般財源等である場合及び地方債を財源としている場合において将来負担比率の算定上法人からの償還金を特定財源として控除していない場合には、当該貸付金を自己資本として、算定することができること。

(4) 不動産の取引を主たる業務とする法人においては、販売用不動産等の強制評価減について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて処理され、作成された財務諸表によることが原則であるが、そうでない場合には、販売用土地について規則第4条第1項の規定に準じた低価法による評価、未売出土地については、規則第9条第2号Eの例に準じた評価を行って、財務諸表を修正して適用すること。

なお、平成 19 年度決算に基づく指標の公表に係る算定に限り、不動産の取引を主たる業務とする法人で販売用不動産等の強制評価減について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて財務諸表が作成されていないものについて、指標の公表までに、保有する全ての土地についての前項の評価を行うことができない法人については、評価を終えることができなかった土地の価額について評価を修正する前の財務諸表に基づき、区分を評価をすることができるものとする。ただし、区分は、最高でも C 地方団体要支援債務以下の判定とするものとする。

(5) 公益法人会計基準によって会計を行っている民法法人については、原則として、経常損益は、正味財産増減計算書の当期経常増減額によるものとし、純資産及び債務超過の判定は貸借対照表の正味財産合計で判定すること。なお、経常損益の計算上控除すべき地方公共団体の補助金等を、一般正味財産増減の部の経常収益に計上している場合には、当該額を控除して算定すること。また、不動産の売買を主たる業務とする法人においては、販売用不動産等の強制評価減が、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に基づいて処理され、作成された財務諸表作成されたものである場合はそれによることとし、そうでない場合には、販売用土地について規則第 4 条第 1 項の規定に準じた低価法による評価、未売出土地については、規則第 9 条第 2 号 E の例に準じた評価を行って、財務諸表を修正して適用すること。

(6) その他の会計基準によることとされている法人にあつては、社会福祉法人会計基準によって会計を行っている社会福祉法人においては、経常損益は事業活動収支計算書の経常収支、純資産及び債務超過の判定は貸借対照表の純資産の部合計で判定する等、それぞれの会計基準に基づく経常損益、純資産等に相当するものによって判断するものとする。

- 財務諸表等について、監査法人又は公認会計士の監査を得ることが困難な地方の法人等のケースにおいて、これら以外でも、当面は、対象となる財務諸表をある程度広く認めることが必要と認められるため、通知等で技術的助言を行うものとする。
- 経常損益の計算上、料金収入となるべき補助金、負担金等として経常収益に計上できるものは、敬老乗車証に係る料金相当額、低所得者に対する特例的家賃減免額等であつて、本来の料金からの減免分であることが明確なものに限定すべきであり、料金全体を下げるような一般的な高料金対策としての補助金等は、含まれない。

- 損失補償を付している出資地方公共団体の貸付金は、損失補償債務よりも劣後すると考えられるので、純資産、債務超過額等の計算上、当該貸付金を自己資本として、算定することができることとしているが、その場合、当該地方公共団体において、貸付金の財源が一般財源等である場合、地方債を財源としている場合において将来負担比率の算定上法人からの償還金を特定財源として控除していない場合として、将来負担比率の算定上の調整を行う。

5 標準評価方式による区分を行う場合において、売上げが継続して減少している等、特に考慮すべき事情がある法人については、算入率を一定程度、高めることを検討するものとする。

6 3の財務諸表等による標準評価方式に基づく損失補償債務の区分は、次のような法人の事情があるときは、それぞれ、次の方法によることができる。ただし、法人の経営実態等からこれらの方法によることが不相当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

- (1) 当該法人が営業開始準備中であるとき A 正常償還見込債務（仮称）
- (2) 当該法人が営業開始から3年以内であるとき A 正常償還見込債務（仮称）
- (3) 当該法人が、創業から概ね5年以内に黒字化し、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されているとき A 正常償還見込債務（仮称）
- (4) 当該法人の売上げが3期連続上昇し、経常利益を確保しているとき 一ランク上の区分
- (5) 当該地方公共団体以外の地方公共団体や金融機関等の主体による支援を前提として経営改善計画等が策定されているとき 一ランク上の区分

- 金融庁の金融検査マニュアルにおいて、「創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。」としていることと、概ね整合していると考えてよいか。

7 標準評価方式のうち対象となる法人の経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方式で損失補償付債務の区分を評価しようとする場合においては、別紙2の区分に応じて、該当する損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

○ 損失補償付債務の区分については、別紙2参照。

8 標準評価方式のうち、財務諸表等による評価方式と、対象となる法人の経済的取引や出資地方公共団体等の支援等の事象から判定する評価方式で損失補償付債務の区分が異なる場合は、原則として、より低い区分によるものとする。

双方を勘案した結果、さらにより低い区分に分類することが適当と考えられるときは、さらに低い区分とする。

9 当該法人が地方公共団体から損失補償及び出資、貸付金を除き、補助金又はこれに類する財政的支援を受けていない場合において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」（平成19年金融庁告示第28号）に定める適格格付機関の依頼格付（発行体格付）を取得している場合には、当該格付に基づき、損失補償付債務の区分を評価することができる。この場合において、区分の評価は、当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合においては別紙3の区分によるものとし、考慮すべき特段の事情があるときは、別紙3の区分を当該考慮すべき特段の事情に応じて調整して適用するものとする。

○ 損失補償付債務の区分については、別紙3参照。

10 当該法人が地方公共団体から損失補償及び出資、貸付金を除き、補助金又はこれに類する財政的支援を受けていない場合において、次に定めるものから9の格付以外の依頼格付等を取得している場合には、当該格付に基づき、損失補償付債務の区分を評価することができる。この場合において、区分の評価は、当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合においては別紙4の区分によるものとし、考慮

すべき特段の事情があるときは、別紙4の区分を当該考慮すべき特段の事情に応じて調整して適用するものとする。

- (1) 株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付け
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ 日本SME格付け
- (3) 株式会社日本格付研究所 取引先財務力評価サービス

○ 損失補償付債務の区分については、別紙4参照。

11 個別評価方式によることが適当と考えられる場合については、地方公共団体は、当該年度の前年度末時点での時価評価に基づき損失補償債務等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式、当該年度末におけるゴーイング・コンサーンを前提とした将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式又は当該年度前三年度の補助実績等企業債に係る将来負担額の算定方法に準じて算定する損失補償付債務償還費補助評価方式のいずれかの方法により、損失補償債務等負担見込額を算定することができる。ただし、10%を下回る損失補償債務等負担見込額とすることはできない。

② 資産債務個別評価方式又は経営計画個別評価方式を選択する場合には、原則として、当該評価について、公認会計士又は監査法人の関与や、デュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等の場における評価結果の検討等、適当と考えられる方法により、評価の適正を期すよう努めるものとする。

○ 経営が悪化しており抜本的な再建策又は処理策が必要になっていると考えられる第三セクター等の損失補償付債務等の評価に当たっては、個別評価方式による算定を行い経営改革を検討することを要請する。

12 個別評価方式のうち、資産債務個別評価方式は、当該年度の前年度末における当該法人の債務の総額から法人の所有する財産の時価を控除した額と、損失補償付債務の額のいずれか少ない額として算定するものとする。ただし、損失補償付債務の額の10%を下回ることはできない。この場合において、資産の価額の算定については、次に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 法人の保有する土地の価額については、規則第4条第1項に定める方法により算定するものとする。
- (2) 地上権（借地借家法（平成三年法律第九十号）に規定する借地権又は民法第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）の地上権に該当するものを除く。以下同じ。）の価額、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額、定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額及び立木の価額の評価は、相続税の例による等、適切な評価を行うこと。
- (3) 棚卸資産の価額については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年7月5日 企業会計基準委員会）に沿う等、適切な評価を行うこと。
- (4) 他の信用リスク補完手段との関係や損失補償契約の評価等についても、合わせて適切に評価すること。

○ 立木の評価について、相続税法の例による場合、「当該立木の当該年度の前年度末における時価に百分の八十五の割合を乗じて算出した金額による。」こととなるが、それでよいか。農林漁業金融公庫から貸付けを受けている林業公社の分収林の価額も、同様とすることを原則とする。ただし、他の合理的な手法によることを妨げない。

13 個別評価方式のうち、経営計画個別評価方式は、当該法人が地方公営企業に準ずる第三セクターである場合において、次の方法により算定するものとする。

- (1) 規則第6条（解消可能資金不足額）第2号の例に準じて算定した第2号Dに定める期間が経過した後の負債の額及び第2号Dに定める期間内における地方公共団体負担額を現在価値に割り引いて算定した額の合算額から当該年度の前年度の末日における純資産（株主資本）の額を控除した額。
- (2) 規則第6条（解消可能資金不足額）第4号の例に準じて作成した計画の計画期間中における地方公共団体負担額を現在価値に割り引いて算定した額から当該年度の前年度末日における純資産（株主資本）の額を控除した額。

- 地方公営企業と同様の事業を、地方公共団体の信用補完である損失補償によって行ういわゆる地方公営企業に準ずる第三セクターについては、地方公営企業と同様の形での将来負担額の算定を可能とする。
- その場合においては、地方公営企業の地方債に係る一般会計等負担額の算定方法と同様の方法による算定によるものとする。

14 個別評価方式のうち、損失補償付債務償還費補助評価方式は、当該法人が行う事業が地方公営企業に相当する事業であって、実質的に、損失補償付債務等の償還の全部又は一部を損失補償を付与した団体からの補助金等により返済している法人において、当該法人の損失補償付債務について、規則第9条の規定に基づく「一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」の算定方法に準じて算定した額とする。

- 地方公共団体からの補助金（委託費等で実質的に当該団体への支援となっていると考えられるものを含む。）、貸付金によって、損失補償付債務を償還している場合には、当該年度の元利償還金のうち補助金、貸付金等が充当された額の割合を損失補償付債務の残高に乗じて得た額とすることでもよいのではないか。
- 規則第9条の規定に基づく「一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」は、過去3年間の平均の元利償還金に対する繰入額の比率等を、元金償還金残高に乗じることとされている。

第3 林業公社に対する超長期貸付に関する損失補償債務等負担見込額の算定方法の特例

- 1 農林漁業金融公庫等金融機関から超長期資金の貸付を受けた林業公社の設立団体である地方公共団体の損失補償債務等負担見込額の算定については、財務諸表に林業公社の特色を加味した補正を行った上で財務諸表評価方式を適用する修正財務諸表評価方式又は損失補償付債務償還費補助評価方式によるものとする。
- 2 修正財務諸表評価方式においては、林業公社の財務諸表に次の補正を加えるものとする。
 - (1) 森林勘定における分収林の価額については、固定資産として投下費用から補助

金等損金対象額を差し引いてその累積を簿価として計上しているが、これに森林勘定の含み損益として、将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとする。

(2) 前項の正味販売価格は、当該年度の前年度末の木材価格の時価（過去5年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材販売収入に補助金を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り戻したものとすること。この場合において、割り戻し率は、財政融資資金や政府金融機関貸付金利を参照するものとし、割り戻し年数は平均伐期齢と平均林齢との差とすること。

(3) 経常損益を計算する正味財産増減計算書上、森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金の利息を営業外費用と認識すること。

(4) 純資産（自己資本）の算出に当たって、設立団体からの借入金及び未払い利息を負債ではなく、純資産に区分することができる。

3 損失補償付債務償還費補助評価方式を採用する場合において、次のような経済的取引や出資団体等の支援等がある場合には、次のとおりとすること。

(1) 損失補償付の農林漁業金融公庫等金融機関からの超長期貸付金又は他の地方公共団体からの貸付金の償還にあたって、その財源として、設立団体である地方公共団体からの補助金又は貸付金を充てている場合には、当該償還金に充てている補助金又は貸付金の割合を農林漁業金融公庫等金融機関からの超長期貸付金の残高に乗じて得た額を、損失補償債務等負担見込額とすること。

(2) なお、損失補償を行っている設立団体からの特定調停等の申し立ては、経済的取引や出資団体等の支援等の事象とはみなさない。

○ 林業会社については、農林漁業金融公庫ヒアリング及び地方公共団体における経営分析の状況を踏まえ、上記とする。

○ 林業会社の損失補償付債務の償還を、地方公共団体の補助金、貸付金等を財源として行っているときは、その割合に応じて、損失補償債務等負担見込額とする。

第4 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

1 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の保証債務に係る損失補償債務等負担見込額は、対象年度末の損失補償残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率（対象年度における損失補償実行額（当該公的保証機関に損失補償金として支払ったネットの額）を対象年度前年度末の損失補償残高で除した率）を乗じた額とする。

2 対象年度に特殊事情がある場合における対象年度前の合理的な範囲内の期間の平均、損失補償対象債権を区分することが合理的な場合における区分の設定等、精緻化を図る手法を採用することは地方公共団体の判断で、適用しても構わない。

ただし、セグメントに分けて算定する精緻化した手法を採用した場合においては、その手法からより簡素な手法に戻ることは、原則として、できないものとする。

- ほぼ実績に基づくものであり、最低10%の将来負担額算入は適用しない。
- セグメントに分けて算定する精緻化した手法を採用した後に、より簡素な手法に戻ることは、各年度の数値の出方によって変更するようなことを容認しかねないことや、数値の安定性の観点から原則として、できないものとしているが、合理的な理由がある場合には可能である旨を、技術的助言を行うものとする。

3 金融機関等と地方公共団体の契約に基づき、金融機関等が不特定多数の事業者等に融資を行う場合において金融機関等が行う融資に伴う損失の損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額については、対象年度末の損失補償残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率（対象年度における損失補償実行額（当該金融機関等に損失補償金として支払ったネットの額）を対象年度前年度末の損失補償残高で除した率）を乗じた額とする。

4 対象年度に特殊事情がある場合における対象年度前の合理的な範囲内の期間の平均、損失補償対象債権を区分することが合理的な場合における区分の設定等、精緻化を図る手法を採用することは妨げないが、精緻化した手法からより簡素な手法に戻ることは、原則として、できないものとする。

- ほぼ実績に基づくものであり、最低10%の将来負担額算入は適用しない。

- セグメントに分けて算定する精緻化した手法を採用した後に、より簡素な手法に戻ることは、各年度の数値の出方によって変更するようなことを容認しかねないことや、数値の安定性の観点から原則として、できないものとしているが、合理的な理由がある場合には可能である旨を、技術的助言を行うものとする。

第5 その他の形態の損失補償、債務保証

- その他の形態の損失補償、債務保証に係る損失補償債務等負担見込額については、当該地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定した額とする。この場合において、当該損失補償又は債務保証した債務の額の10%を下回ることはできない。

- 最低10%を将来負担額に算入するものとする。

第6 評価結果の開示、公表、守秘等

- 1 関係法令の規定も踏まえ、個々の法人に対する評価結果の公表については、法令、当該団体の条例等に基づき適切に対処するものとする。
- 2 評価結果の公表等に伴い無用の混乱を生じることのないよう、開示に当たっては、B 要団体関与債務（仮称）以下と判定される場合など、あらかじめ、金融機関等の理解を求めることが必要な場合には、地方公共団体としての支援姿勢を示すなど、適切な対処を行うものとする。

- 評価基準の内容としてではなく、施行に当たっての技術的助言において、留意事項として通知するか。

以上

別紙1-1 財務諸表等から判定する方法(一般法人)

損益計算書上の経常損益		経常損益が黒字				経常損益が赤字				
		債務超過 額の1/3程 度	債務超過 額の1/3～ 1/5程度	債務超過 額の1/5～ 1/10程度	債務超過 額の1/10 以下	1/20未満	1/10～ 1/20	1/5～1/10	1/2～1/5	1/2以上
貸借対照表上の純資産等	資産超過	10年後資産超過	A				A			
		5年後資産超過					B			
		10年後債務超過					B			
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のど ちらか低い額が損失補償付債務の1/4以下					B			
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のど ちらか低い額が損失補償付債務の1/4～1/2					B			
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のど ちらか低い額が損失補償付債務の1/2～3/4					B			
		5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のど ちらか低い額が損失補償付債務の3/4～1/1					B			
5年後債務超過又は5年後損失補償付債務のど ちらか低い額が損失補償付債務以上	B									
		債務超過 額の1/3以 上	債務超過 額の1/3～ 1/5	債務超過 額の1/5～ 1/10	債務超過 額の1/10 以下	1/20未満	1/10～ 1/20	1/5～1/10	1/2～1/5	1/2以上
		B	B	B	B	B	C	D	E	E
		B	B	B	B	C	D	E	E	E
		B	B	B	C	D	E	E	E	E
		B	B	C	D	E	E	E	E	E
		B	C	D	E	E	E	E	E	E

別紙1-2 財務諸表等から判定する方法(インフラ型地方公営企業に準ずる第三セクター)

損益計算書上の経常損益		経常損益が赤字										
		債務超過 前 債務償還 可能法人	1/20未満	1/10~ 1/20	1/5~ 1/10	1/2~1/5 1/2以上						
貸借対照表上の純資産等	資産超過	A	A	経常損益が黒字		B						
				10年後資産超過	B	B	B	B	B			
				10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちら から低い額が損失補償付債務の1/4以下	B	B	B	B	B			
				10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちら から低い額が損失補償付債務の1/4~1/2	B	B	B	B	B			
				10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちら から低い額が損失補償付債務の1/2~3/4	B	B	B	B	B			
				10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちら から低い額が損失補償付債務の3/4~1/1	B	B	B	B	B			
	10年後債務超過又は10年後損失補償付債務のどちら から低い額が損失補償付債務以上	B	B	B	B	B						
	債務超過	減価却 前黒字	債務超過額に対する黒字額の割合	1/3以上	1/3~1/5	1/5~ 1/10	1/10以下	1/10~ 1/20	1/5~ 1/10	1/2~1/5	1/2以上	
				債務超過額が損失補償付債務の1/4以下	B	B	B	B	B	B	B	B
				債務超過額が損失補償付債務の1/4~1/2	B	B	B	B	B	B	B	B
債務超過額が損失補償付債務の1/2~3/4				B	B	B	B	B	B	B	B	
債務超過額が損失補償付債務の3/4~1/1	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
債務超過額が損失補償付債務以上	B	C	D	D	D	D	D	E	E			

別紙1-3 財務諸表等から判定する方法（不動産取引型法人、林業公社）

損益計算書上の経常損益		経常損益が赤字				
		1/20未満	1/10～ 1/20	1/5～1/10	1/2～1/5	1/2以上
貸借対照表上の純資産等	経常損益が黒字	A				
	経常損益が赤字	A B C D				
債権超過	直近経常損益が黒字	A				
	直近経常損益が赤字	B C D E				
	債務超過額が損失補償付債 務の1/4以下	B	C	D	E	E
	債務超過額が損失補償付債 務の1/4～1/2	C	D	E	E	E
	債務超過額が損失補償付債 務の1/2～3/4	D	E	E	E	E
	債務超過額が損失補償付債 務の3/4～1/1	E	E	E	E	E
	債務超過額が損失補償付債 務以上	E	E	E	E	E

別紙2 法人の経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方式

	元利金支払い状況	その他	損失補償を付した団体の追加支援
A 正常償還見込債務	条件緩和なし 延滞なし		損失補償付債務の元利償還費の10%未滿しか、損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領していない。
B 地方団体要関与債務	条件緩和あり 1ヶ月未滿の延滞		損失補償付債務の元利償還費の10%～30%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
C 地方団体要支援債務	1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞		損失補償付債務の元利償還費の30%～50%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
D 地方団体実質管理債務	3ヶ月超6ヶ月未滿の延滞		損失補償付債務の元利償還費の50%～70%の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。
E 地方団体実質負担債務	6ヶ月以上の延滞	第3者から破産、生産、会社整理、会社更生、民事再生等が申し立てられている。手形交換所の取引停止処分を受けている。	損失補償付債務の元利償還費の70%以上の損失補償付与団体からの補助金又は実質的な新規貸付金を受領している。

別紙3 適格格付会社の依頼格付

	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	フィッチレーティングスリミテッド
A 正常償還見込債務	BB-以上	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上
B 地方団体要関与債務	B	B	B	B	B
C 地方団体要支援債務	B、CCC	B、CCC	B、Caa	B、CCC以上	B、CCC
D 地方団体実質管理債務	CCC、CC	CCC、CC	Caa,Ca	CCC、CC	CCC,CC
E 地方団体実質負担債務	CC、C以上	CC、C、UD以上	Ca,C	CC、C、D	CC、C、D

別紙4 適格格付会社その他の依頼格付け

	株式会社格付投資情報センター 中堅 企業格付け	スタンダード・アอนด์・プアーズ・レーティ ングズ・サービシズ 日本SME格付け	株式会社日本格付研究所 取引先財 務力評価サービシズ
A 正常償還見込債務	bbb以上	bbb以上	7以上
B 地方団体要関与債務	bb以上	bb以上	6以上
C 地方団体要支援債務	b以上	b以上	5以上
D 地方団体実質管理債務	ccc以上	ccc以上	4以上
E 地方団体実質負担債務	ccc以上	ccc以上	2～3以上